平成２２年（フ）第４号
山梨県大月市御太刀１丁目１番１号
破産者　サンセイこと　卯月　　潔
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
長野県上田市常磐城３丁目３番53号
破産者　株式会社バイオメモリアル研究所
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２３６号
岐阜県恵那市大井町1134番地12、開始決定時の住所岐阜県恵那市大井町2017番地137
破産者　木藤　秋子
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１５号
岐阜県恵那市大井町1238番地２　第５日置ビル603号、開始決定時の住所岐阜県瑞浪市山田町725番地の１
破産者　松井　浩司
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１１２４号
京都市南区吉祥院西ノ内町73番地
破産者　株式会社ラックコート
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３２８号
神戸市垂水区馬場通２番22
破産者　トクラサービス株式会社
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１号
鹿児島県曽於市大隅町下窪町93番地
破産者　有限会社吉忠
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第９９１号
札幌市中央区南15条西９丁目２番５―201号
破産者　有限会社ＢＯＯ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２号
秋田県大仙市刈和野字愛宕下54番地３、商業登記簿上の本店所在地東京都荒川区東尾久４丁目49番５号
破産者　有限会社進藤縫製所
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１０５号
千葉県山武郡九十九里町片貝2196番地４
破産者　有限会社三和外構
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６８号
富山県高岡市笹川2493番地の２、主たる事務所富山県高岡市駅南４丁目11番27号トナミホームビル１階
破産者　有限会社エス・ケイ・サービス
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１０５１号
岡山県倉敷市四十瀬533番地10　１号、前住所岡山市中区藤崎473番地18
破産者　俵　　由佳
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２号
埼玉県比企郡小川町角山463の５、住民票上の住所埼玉県比企郡小川町大字小川362番地３
破産者　髙瀬伸一郎
1　決定年月日　平成22年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３８号
茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目12番地２　ボヌールリベルテＢ201、旧住所茨城県つくば市大井1613番地７
破産者　山岸　　守
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７８２号
愛知県弥富市前ケ須町午新田612番地　第８佐藤ビル891
破産者　佐藤　正美
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８９号
愛知県知多郡美浜町大字古布字屋敷167番地11
破産者　工藤　秀仁
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６０８号
名古屋市天白区元植田１丁目605番地　スプリング植田305号
破産者　戸越　俊幸
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６９号
埼玉県川越市大字砂新田2555番地10、開始決定時の住所埼玉県朝霞市田島２丁目３番４―305号
破産者　高山　秀義
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０４号
埼玉県飯能市大字双柳１番地19　富士見団地５―305
破産者　石森マリ子
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２３５号
埼玉県飯能市大字川寺477番地
破産者　根田江身子
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部